

# 重要

2021年1月8日

お客様各位

新日本住管株式会社

## 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、政府による『緊急事態宣言』（新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言）が1都3県（神奈川県含む）に対して1月7日に発令されました。

（緊急事態措置を実施すべき期間 令和3年1月8日～2月7日）

『緊急事態宣言』の発令を受け、弊社の管理業務については、以下のとおりとさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 本社スタッフについて

通常営業での対応といたします。（営業時間：平日の9時～17時）

〈スタッフのテレワークやローテーション勤務などを活用したうえでの対応に努めます。〉

### 2. 保守点検業務について

■排水管清掃のみ延期とさせていただきます。（緊急宣言期間中予定のもの）

■その他の保守点検については、スタッフの[体温測定・マスク着用・消毒液使用]を義務付けして実施いたします。

### 3. 管理員業務について（状況に応じて行います。現況はレベルⅠです）

■出勤前の体温測定、勤務中のマスク着用を義務付けして作業をいたします。

レベルⅠ：通常業務 + 共用部ドア・手摺・エレベーター押しボタンの消毒。

レベルⅡ：業務時間を短縮いたします。（ごみ回収に係わる業務・消毒作業を行って退出させていただきます）

レベルⅢ：管理員業務の全面中止。その際、ごみ出し方法が通常と異なる場合には、事前にご案内をいたします。

今後も、感染拡大防止の観点から行政当局の要請を遵守し、お客様と従業員の感染防止を最優先にして、業務を行う所存でございます。

通常のご連絡：電話 045-620-4656（平日の9時～17時）

緊急時のご連絡：電話 045-755-7099（上記以外の夜間休日）

以上